

住民基本台帳法の改正に伴い 「本人確認」が義務化されました

平成20年5月1日（木）に、他人による証明書の不正な取得や虚偽の届出を防ぎ、個人情報を守るための改正住民基本台帳法が施行されました。

このことにより、住民票や戸籍の附票の写しの交付請求、引越しなどでの住民異動届出をする時は、本人確認書類の提示により、「本人確認」を行うことが義務付けられました。

郵送による住民票や戸籍の附票の写しの交付請求を行う場合は、下表の本人確認書類の写しの送付が必要になります。

なお、**代理人の方や使いの方につきましては、本人確認書類の写しの送付のほか、委任状などの書面により、代理権限の確認も行います。**

本人確認ができない場合は、住民票や戸籍の附票の写しを交付できませんので、ご注意ください。

下表に該当する本人確認書類がない方やご不明な点がある方は、事前に窓口サービス課にご相談ください。

次の本人確認書類の写しを1点同封してください（有効期間内のもの）

運転免許証、パスポート、個人番号カード、住民基本台帳カード（写真有無を問わず）、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書（当分の間、外国人登録証明書は当該証明書とみなされます。）、運転経歴証明書、精神障害者保健福祉手帳、官公署等職員的身分証明書（写真付き）、健康保険の被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、共済組合員証）、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金、船員保険年金、共済年金、恩給証書）など

《その他注意》

◆住民票や戸籍の附票の写しの郵送請求には次のものがが必要です。

- ① 本請求書 ・本請求書の項目を書き写した便箋等でも可。
- ② 返信用の封筒 ・切手を貼り、宛先を記入したもの。
- ③ 交付手数料 住民票の写し、戸籍の附票の写しは各1通300円です。
 - ・交付手数料と同額の定額小為替（有効期間内（発行の日から6か月以内））、普通為替、現金（現金書留）等でお支払いください。
 - ・定額小為替および普通為替は、ゆうちょ銀行または郵便局でお求めいただけます。※手数料については、切手・収入印紙では受け付けできません。

④ 上記の本人確認書類の写し1点

⑤ 代理人又は使いの方が請求する場合は、委任状などの書面

※電話番号を必ず記入してください。（平日の午前8:30～午後5:00に連絡可能な番号）

※請求者の住所は、住民登録のある住所をお書きください。返信先をそれ以外の場所にする場合は、その理由及び送付すべき場所も併せてお書きください。

※横須賀市では、平成16年10月2日付で電算化による戸籍の附票の改製を行ったため、改製前と後では、別の証明になります。

※海外から請求する方は、下記あてお問い合わせください。

住民票の写しの交付請求書（郵送用）

横須賀市長 あて

令和 年 月 日

【注意】住民基本台帳法第四十七条により、偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、処罰されることがあります。

請求者	住所	〒 ー		
	フリガナ	電話番号	() ー	
	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日生	
請求者の資格 ※該当するものに○をつけてください	1. 本人 2. 本人と同じ世帯にいる者 3. その他（下記に関係をお書きください。） ()			
使いみち	※上記3に○をした方は、具体的な使いみちを記入し、その内容が確認できる資料を添付してください。また、上記1, 2に○をした人であって、住所以外への送付を希望する場合は、その理由と送付すべき住所を記入してください。			
必要とする 住民票の写し ※1通 300円	住所			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日		

*通数を記入し、必要とするものに○をつけてください。

通数は (通)	世帯の一部または除票をご請求の場合は、以下に必要な方の氏名と生年月日をお書きください。 ※除票…死亡や市外転出等により、現在の住民登録から除かれている方の住民票
世帯の (全員・一部) (除票)	
本籍の記載は (必要・不要)	
続柄の記載は (必要・不要)	

※外国人の方がいる世帯で必要な項目がある場合は○をつけてください

- ①在留カード、特別永住証明書の番号 ②国籍等 ③在留資格、在留期間等
④その他 ()